



## ★ 業務紹介 ★

# 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の試験確認に係る業務規程及び単独荷卸しに係る仕組みの評価に係る業務規程等の改正について

業務部

当協会で実施している試験確認業務及び性能評価業務においては、業務ごとに、業務規程及び試験確認基準等を規定しています。

今般、以下の業務の業務規程等を改正したので、お知らせします。

○改正した業務規程等

1. 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の試験確認に係る業務規程
2. 単独荷卸しに係る仕組みの評価に係る業務規程

○改正の概要

### 1. 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク関係

「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の試験確認に係る業務規程」については、平成22年に全面改定し、現在に至っているところですが、今般、事務の効率化を目的に、実際の試験確認業務に合わせた条文等の見直し・明確化を実施し、併せて、様式の見直し等を実施しました。（現在実施している試験確認業務に沿った改定であり、基準を厳しく、又は、緩くしたものではありません。）

また、試験確認の不適合以降の手続き、取消等について、他の試験確認業務等の規定との統一化を目的に、所用の見直しを実施しました。

### 2. 単独荷卸しに係る仕組みの評価関係

「単独荷卸しに係る仕組みの評価に関する業務規程」及び「単独荷卸しに係る仕組みの評価に関する実施細則」に定めるところで実施しています。単独荷卸しの運用が開始されて以来17年が経過し、その間、コンタミ事故等が発生していることから、平成27年度から「単独荷卸しに係る評価基準の見直しに関する検討」を行っており、単独荷卸しの仕組みに係る評価に関する提言が取りまとめられました。

このようなことから、今般、提言に対する業務内容の見直しにともない、運行管理者及び危険物保安監督者に対する教育の確認について新たに規定しました。

また、他の業務等の規定との統一化を目的に、所要の見直しを実施しました。

○新たな業務規程等の施行について

以上の業務規程の施行は、平成30年4月18日としています。

新たな業務規程等は、当協会のウェブサイト (<http://www.khk-syoubou.or.jp/>) からダウンロードすることができますので、ご活用ください。